一人へか記題題

(会社の税務 よろず相談室(77))法人税・消費税関係

事務所等を賃借する際の敷金や 保証金の不返還部分の取扱い

Q. 当社は、事務所を賃借するに際し、敷金 100 万円を支払いましたが、そのうち 30 万円は返還されない契約になっています。この場合の税務上の注意点について教えて下さい。

Α.

事務所を賃借する際の敷金や保証金については、 賃貸借契約書によって、その一部が返還されない事 が明らかになっている場合があります。例えば、「償 却」や「敷引」などと言われています。

① 不返還部分は法人税法上の繰延資産

この返還されない部分の金額は、建物を賃借するために支出する権利金、立退料、その他の費用として、法人税法上の繰延資産に該当します(法人税基本通達8-1-5)。会計上では、「長期前払費用」として計上することが多くみられます。

② 償却期間

敷金や保証金の不返還部分は法人税法上の繰延 資産に当たりますので、償却処理が必要です。こ の償却期間は原則として5年です。ただし、契約 による賃借期間が5年未満の場合で、契約の更新 に際して再び権利金等の支払いを要することが明 らかである場合は、その賃借期間となります(法 人税基本通達8-2-3)。

③ 少額繰延資産の特例

法人税法上の繰延資産は、支出額が20万円未満の場合、支出した事業年度において、会計上、費用として計上すれば、その費用とした部分の金額

は、損金の額に算入することができます。例えば、 不返還部分の金額が18万円の場合、18万円全額を 会計上費用処理すれば、税務上も18万円が損金と して認められることになります。なお、この金額 の判定ですが、税込経理方式を適用している場合 は税込の金額で、税抜経理方式を適用している場合 は税抜の金額で判定することになります。

④ 消費税等の注意点

敷金や保証金の不返還部分の税務において、誤りがよく見られるのが消費税の処理です。敷金のうち返還される部分(70万円)は、預け金としての性格を有するので、消費税の課税対象とはなりません。 敷金のうち返還されない部分(30万円)は、権利の設定の対価(資産の貸付けの対価)に該当し、課税の対象となり(但し、住宅の貸付けに係るものは非課税)、その敷金を支払ったときに、一括して仕入税額控除を行います(消費税基本通達 5-4-3)。【図表 1】

【図表 1】

例新たに事務所を借りるため、賃貸借契約に基づいて敷金100万円を支払った。このうち30万円は、返還されないことが賃貸借契約書において明らかになっている。消費税率は10%とする。

【仕訳】

(借方)

仮払消費税

(貸方)

敷金 700,000 現金 長期前払費用 272,727

27,273

000 現金預金 1,000,000

※不返還部分の300,000円は課税仕入に当たるので、仮払 消費税27,273を計上する。

【参考】

法人税基本通達 8-1-5 法人税基本通達 8-2-3 消費税法基本通達 5-4-3

(税制委員会:甕秀行、大池明、北澤剛 グループ稿)

(監修:関東信越税理士会 松本支部)



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、 創薬研究開発型企業です。



本 社:松本市芳野19番48号